

宅地建物取引業法施行規則第 10 条の 5 第 1 号の基準について

宅建業従業者証明書の発行対象については、国土交通省の「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成 18 年国土交通省告示第 702 号）において、以下のとおりとしているところです。

第 4 8 条第 1 項関係

従業者証明書の携帯について

従業者であることを表示する方法は証明書による方法に統一することとする。この従業者証明書を携帯させるべき者の範囲は、代表者（いわゆる社長）を含み、かつ、「法第 3 1 条の 3 第 1 項で定める従事者の範囲」の定めるところに、非常勤の役員、単に一時的に事務の補助をする者を加えるものとする。単に一時的に業務に従事するものに携帯させる証明書の有効期間については、他の者と異なり、業務に従事する期間に限って発行することとする。また、従業者証明書を発行した者については、すべて従業者名簿に記載するとともに、従業者証明書を携帯していない者が業務に従事することのないよう、すべての者が携帯することとする。

※この「法第 3 1 条の 3 第 1 項で定める従業者の範囲」は、宅建業者の代表者、取締役等の役員（ただし、常勤に限り、非常勤は除く。）、営業に従事する者、宅建業の一般管理部門に所属する者（総務、人事、経理担当者等）、補助的な事務に従事する者（受付等）も含まれる。監査役は業務に従事することはできない（会社法 335 条 2 項）ため、業務従事者に含まれない。と解釈されています。

<参照条文>

宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年省令第 12 号）抄
（登録講習業務の実施基準）

第十条の五 法第十七条の七の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 宅地建物取引業に従事する者に対して、登録講習を行うこと。

二～九 略